

「まちづくりルール」制度をご存じですか？

～地区の特色を生かした住み良いまちづくり～

地区の皆さんのが話し合って「まちづくりルール」制度を活用することで、建築物に係る近隣トラブルを未然に防ぎ、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進めることができます。

この「まちづくりルール」制度について、秋田市では制度の説明や、ルールづくりのお手伝いをしております。地区のまちづくりを話し合われる際には、お気軽にご相談ください。

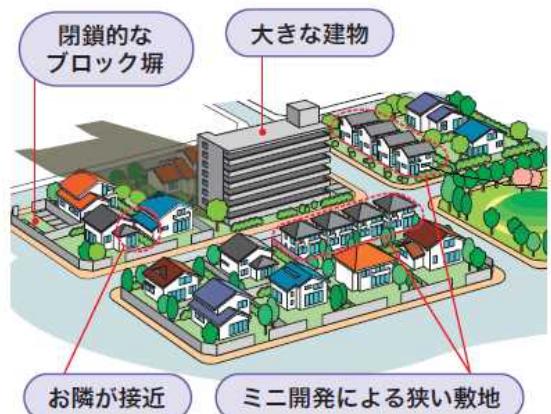


皆さんの“地区”で

こんなことを感じたことありませんか？

将来、こんなことが起こるかも知れない！

- ・住みやすいまちを将来にわたって守りたい
- ・街並みにゆとりや統一感がほしい
- ・店舗の形態等に関するルールを決めて魅力のある商店街づくりをしたい
- ・緑あふれる美しい街並みや、伝統的な街並みなど、今ある優れた都市景観を残していくたい、また、これから創造していくたい
- ・中高層の建築物が建ち始め、日照、通風、プライバシーの確保が心配
- ・近くに共同住宅や店舗、ホテルなどが建ち始めた（用途の混在）
- ・行止り道路や敷地の細分化、ミニ開発等の無秩序な開発による環境悪化



なぜこんなことが起こるの？

土地の使い方や建物の建て方の基準は、都市計画や建築基準法などで決まっています。

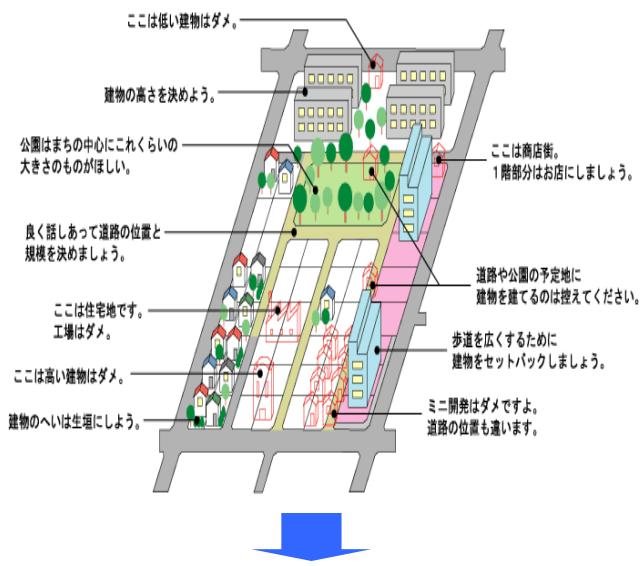
基準に合ってさえいれば原則として建物を建てることができます。

地区の「まちづくり」について
話し合ってみよう！

市がお手伝いをいたします

まちづくりルール制度の活用

こんなルールをつくることができます



- ・統一感のある戸建て住宅地として、建築物の意匠や高さ制限等を行っている

- ・緑豊かな環境を形成する地区で、緑化の推進及び建築物に関する制限等を行っている

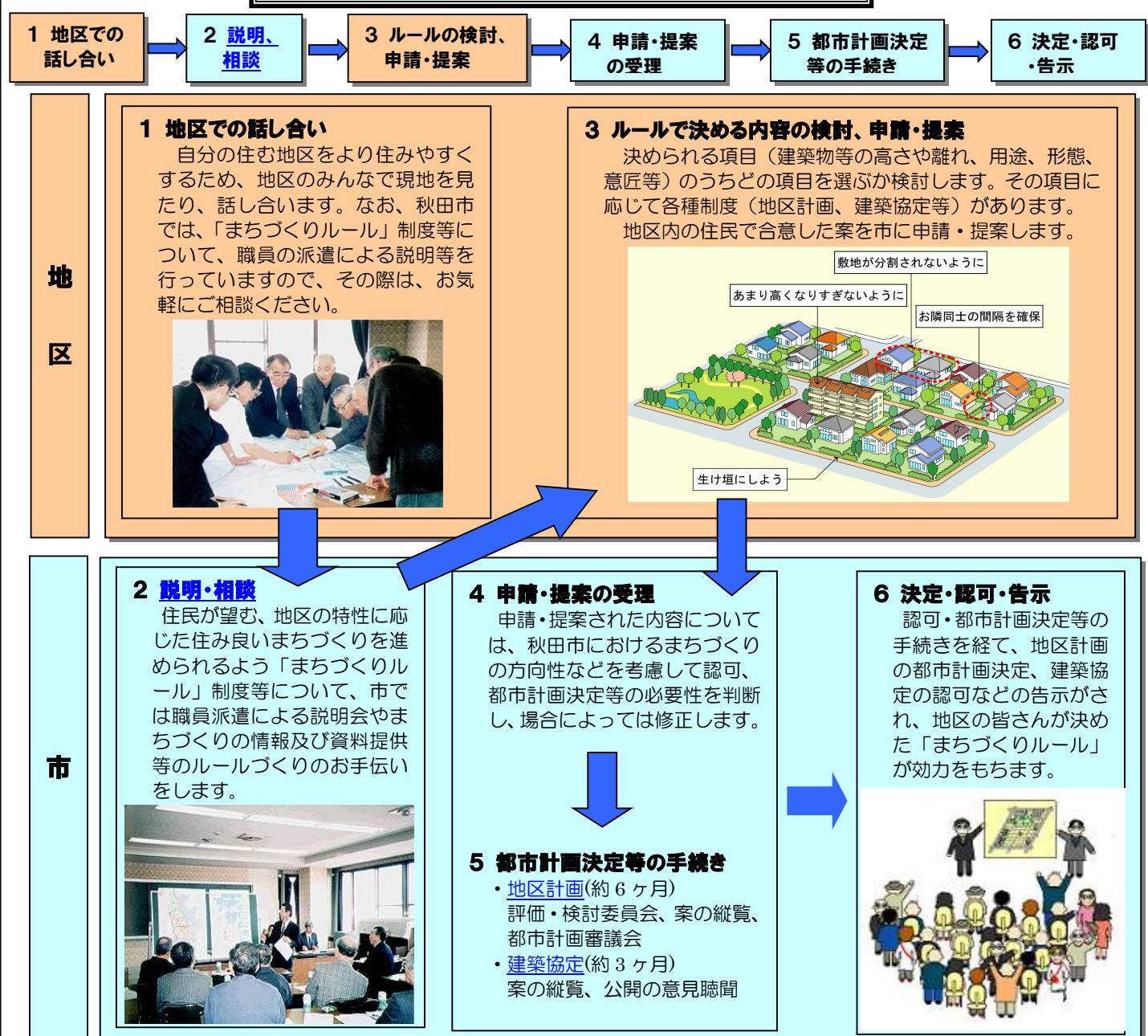


- ・歴史的な街並みを維持・再生するため、建築物の意匠や高さ制限等を行っている

- ・活力とうるおいあふれた商店街づくりをするため、建築物・広告物等の壁面位置や形態、意匠の制限を行っている



「まちづくりルール」制度の手続きフロー



まちづくりの担い手育成

市民協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに積極的に関わっていく人材となる、まちづくりの担い手育成を進めています。

◆市民交流サロン（アルヴェ3F）による市民活動支援

- ・ミーティングスペースの提供、活動のアドバイス、講座の開催、情報提供等
(<http://www.alve.jp/salon/index.htm>)

▼市民交流サロン（アルヴェ3F）



◆秋田市まちづくり地図情報システムの整備・公開

- ・都市計画図、主要地点の映像等まちづくりに関する情報提供の充実

▼まちづくり地図情報システム



◆市民参加のまちづくりフォーラムの開催

- ・先進的な事例・情報・知識の紹介、個人・団体の交流促進

▼まちづくり担い手講座



◆まちづくり担い手育成講座の実施

- ・ワークショップ形式で市民主体のまちづくりを体感

◆まちづくりルール制度の活用促進

- ・都市計画提案制度、地区計画制度、建築協定制度等のPR、出前講座

■問い合わせ先

秋田市都市整備部都市計画課 計画担当

TEL 018-888-5764

FAX 018-888-5763

E-mail ro-urim@city.akita.lg.jp